

## 割賦販売法の改正を求める意見書

近年、住宅リフォームや高価な商品の次々販売などによる被害が大きな社会問題となっている。こうした被害は、販売業者が顧客の支払い能力を考慮せずにクレジット販売を行える仕組みであることやクレジット会社も顧客の支払い能力を十分にチェックせずに契約を認めることで発生している。

一方、これまで経済産業省は、クレジットを利用した消費者被害の未然防止や拡大防止のため、不適切な販売行為等を行う事業者にクレジットを利用させることのないよう割賦購入斡旋業者（クレジット会社）に対し、加盟店の実態把握・管理の徹底、悪質な販売店の加盟店からの排除等を求める通達を数多く出している。

しかしながら、これらの通達が出された後も、住宅リフォーム事件、呉服の次々販売等多数の消費者を被害者とする事件が多発しているのが現状である。

こうした被害対策の一環として、クレジットの過剰与信等による被害の防止が重要であり、そのために割賦販売法を抜本的に改正すべきある。

よって、国におかれては、割賦販売法を次のとおり改正することを強く要望する。

- 1 実効的な過剰与信規制を行うこと
- 2 販売店とクレジット会社との共同責任（既払い金返還を含む）を規定すること
- 3 クレジット会社の悪質販売被害防止義務を明記すること
- 4 指定商品制と割賦要件を廃止すること
- 5 個品方式（契約書型）クレジットについて開業規制（登録制度）を設けること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
法務大臣	鳩山邦夫様
経済産業大臣	甘利明様